

1 - 4 専門職大学院の教員組織 (2006年5月1日現在)

(表19-4)

法学研究科・法務専攻 (専門職)		専任教員数								設置基準上 必要専任 教員数	専任教員1人 当たりの 在籍学生数	兼 任 教員数	備 考	
		教授		助教授		講 師		計						助手
		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)						
専 任 教 員 の 内 訳	専任教員	16	0	0	0	0	0	16	0	0	/			
	専任(兼担)教員	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	実務家教員	1	0	0	0	0	0	1	0	0				
	みなし専任教員	7	0	0	0	0	0	7	0	0				
合 計		24	0	0	0	0	0	24	0	0	12	7.3	3	派遣裁判官と派遣検察官は、兼任 教員として扱う。 5月1日現在のデータであるた め、後期開講科目のみを担当して いる兼任教員は含めていない。

専任教員に占める 教授の比率(%)	100
----------------------	-----

専任教員に占める 実務家教員の比率(%)	4.2 (33.3) 1
-------------------------	-----------------

ビジネス研究科・会計専攻 (専門職)		専任教員数								設置基準上 必要専任 教員数	専任教員1人 当たりの 在籍学生数	兼 任 教員数	備 考	
		教授		助教授		講 師		計						助手
		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)						
専 任 教 員 の 内 訳	専任教員	6	0	1	0	0	0	7	0	0	/			
	専任(兼担)教員	1	0	0	0	0	0	1	0	0				
	実務家教員	2	0	0	0	0	0	2	0	0				
	みなし専任教員	4	0	0	0	0	0	4	0	0				
合 計		13	0	1	0	0	0	14	0	0	12	2.5	5	5月1日現在のデータであるた め、後期開講科目のみを担当して いる兼任教員は含めていない。

専任教員に占める 教授の比率(%)	93
----------------------	----

専任教員に占める 実務家教員の比率(%)	14.3 (42.9) 1
-------------------------	------------------

1 実務家教員にみなし専任教員を含めた場合の比率。

[注] 1 専任教員の内訳については、次の定義・名称によって作表すること。

「専任教員」：当該専門職大学院の専任教員であって、下記 ~ 以外の者

「専任（兼任）教員」：当該専門職大学院の専任教員であって、他学部・他研究科または法科大学院を一専攻として開設している研究科の他専攻の専任で（ただし、専門職大学院設置基準付則 2 ただし書により博士課程の専任に算入している教員は除く）

「実務家教員」：当該大学院の専任教員であって、平成15年文部科学省告示第53号第2条第1項に規定する実務経験と実務能力を有する者

「みなし専任教員」：上記実務家教員のうち、同告示同条第2項の規定により、専任教員以外の者であっても、専任教員とみなされる者

2 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者（教育研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」の欄の「教授」、「助教授」、「講師」、「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等（内数）」欄に内数で示すこと。専任者以外の特任者等については記入しないこと。

3 「設置基準上必要専任教員数」欄には、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）により算出した数値を記入すること。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合にはその数値を記入するとともに備考欄にその旨を記述すること。

4 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数を記入すること。なお、国立大学所属教員については、「兼任」、「兼任」を共に「併任」としている場合もあるが、学外からの併任である者は「兼任教員数」欄に記入すること。

5 「助手」欄には、学部・学科等の専任で専門職大学院の業務にも従事している助手数も含めて記入すること。

6 専任教務補助員等については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入すること。